



JASDAQ

平成 26 年 5 月 16 日

各 位

会社名 クニミネ工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 國峯 保彦  
(JASDAQ・コード 5388)  
問合せ先 取締役経営戦略部長 川島 利昭  
(TEL 03-3866-7255)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 16 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 80 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるため、定款第 5 条（公告方法）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 社外取締役および社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の規定にもとづき、定款第 27 条（社外取締役との責任限定契約）および定款第 36 条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものであります。

なお、定款第 27 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

また、上記条文の新設に伴い、現行定款の条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (公告方法) 第 5 条 当会社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>	第 1 章 総 則 (公告方法) 第 5 条 当会社の公告 <u>方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会  (新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 第27条～第34条 (条文省略)  (新 設)</p> <p>第35条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 <u>(社外取締役との責任限定契約)</u> 第27条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 第28条～第35条 (現行どおり) <u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第36条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第37条～第42条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 27 日  
定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 27 日

以 上